

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表管理部の部教職員課の項中「調査定教係」を「企画定教係」に改める。

第六条教職員課の項に次の一号を加える。

五 学校の業務改善の総括に関する事。

第七条学校経営課の項第二号を次のように改める。

二 県立学校の設置、廃止、入学定員、通学区域、管理運営に係る予算及び校務運営の指導に関する事。

第七条指導第二課の項第一号イを次のように改める。

イ 管理に関する事。

第七条特別支援教育課の項第一号イを次のように改める。

イ 管理に関する事。

第二十四条第一号中「保存し」を「保存して」に改め、同条第二号中「公民館」を削る。

第二十六条総務課の項第七号中「館報の編集その他」を削り、同条資料課の項第四号を次のように改める。

四 図書館資料の展示に関する事。

第二十六条資料課の項第五号を削り、同条調査情報課の項第二号を次のように改める。

二 県民の求める事項について行う資料及び情報の提供又は紹介等に関する事。

第二十六条調査情報課の項第三号を削り、同条事業課の項各号を次のように改める。

一 市町立図書館等への援助に関する事。

二 県内の図書館間の連絡調整等に関する事。

三 子どもの読書活動の推進に関する事。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。